

ついでに別に定める日本労働組合総連合会地方協議会準則に従ふ

現行規約十九條は新に第二十一條となり以下順次にくり下ぐ

現行第十九條規定の本会議加盟費を左の如くに改正す

一、 会費納入者数一千名迄月額金五圓

二、 一千名以上は百名を加へる毎に月額金三錢を増加す

三及四は現行通り

別紙

日本労働組合会議地方協議会準則

第一條 本協議会ヲ日本労働組合会議 地方協議会ト稱ス

第二條 本協議会ハ左記趣旨ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

(イ) 協力を緊密化スルヲ以テ、日本労働組合会議規約序章ニ規定セル目的ノ實現

(ロ) 日本労働組合会議大会、評議員会、執行委員会ノ決議並ニ其他ノ決定事項ヲ

(ハ) 日本労働組合会議ノ指導被指導ニシテ健全ナル労働組合之義ニ

(ニ) メンバー、生業対策、同一会社又ハ工場内ニ於ケル労働者交渉事項、団体協約

(ホ) 其他 地方所在加盟団体間ニ於ケル共同利益ノ確保並ニ

共通主張ノ實現